

# 岐阜県公報

第二千四百四号  
平成二十四年十二月十四日

(金曜日)

## 目次

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税務課)	八〇三
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	八〇三
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	八〇九
河川整備計画の公表	(河川課)	八一〇
高山都市計画道路事業の認可	(街路公園課)	八一〇
選挙管理委員会告示		
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	八一〇
政治団体の異動事項の公表	(同)	八二二
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	八二二
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	八二三
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	八二三
公安委員会告示		
地域交通安全活動推進委員の委嘱	(交通企画課)	八二三
公 示		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	八二四
岐阜県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦	(労働雇用課)	八二四
平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画の変更	(都市政策課)	八二五
市街地再開発組合の定款変更認可	(街路公園課)	八二五
市街地再開発組合の事業計画変更認可	(同)	八二六
利便性係数の決定	(公共建築住宅課)	八二六

## 告示

岐阜県告示第五百五十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
山中 穰	山中 穰	大垣市熊野町二一八一番地	平成二四・一〇・三一

岐阜県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 保安林予定森林の所在場所  
大垣市昼飯町字西中尾一四五八、一四五九、一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四九一、一四九三、一四九四の一、一四九四の二
- 指定の目的

土砂の流出の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字杉ヶ平三三の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市中野方町字糟里四七の三の一、六〇の一、字飯沢二六三の一、二六六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町島字大平四二八七、四二八八の一、四三〇〇、四三〇三、四三〇五の一、四三〇五の三、四三〇八、美並町山田字宮下一の二、字大門六〇八の一から六〇八の三まで、字夏焼平二二五の二〇、二二五五の一六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上村字白山洞二〇〇三の二、二〇〇四の五、二〇〇五の三、二〇〇五の四、二〇〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市幸田字細野一六九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬川上字アラヤ六二八の一、六二八の二、六二八の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬堀之内字小垣内四二二、四二三、字水上洞六九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

海津市南濃町志津字総名池ヶ谷一九五八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字片平四〇四三の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場  
に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字下土片平三七六七の一、三七六七の二、三七六八の一の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役所  
に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字飼野谷三七八七の一の

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字玉字上羅二二二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字天神洞一五四六の二、一五五一の一、一五五二から一五五四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町宮地字段原二二〇五、二二〇六、二二一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字臨滄山四三三二の三、四三三二の一七、四三三二の二六、

四三三二の三一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又西平三八四〇の一、三八四〇の六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加茂郡坂祝町勝山字水ノ手九三七の一、九三八の一、九四〇の一、九四〇の一〇

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び坂祝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により木曾川中流域域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県土木整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所、岐阜県可茂土木事務所及び岐阜県多治見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

高山都市計画道路事業 八・七・一号 高山駅東西線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月十四日から  
平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県高山市昭和町一丁目地内

使用の部分 岐阜県高山市昭和町一丁目地内

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

## 1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
国民の生活が第一岐阜県第1区総支部	笠原多見子	矢島佳介	岐阜市長良校文町17		衆議院議員
日本維新の会衆議院岐阜県第4支部	今井雅人	永澤裕幸	可見市広見1854		衆議院議員
民主党岐阜県第2総支部	堀 誠	吉田隆博	大垣市林町7 972 1		衆議院議員
民主党岐阜県第4総支部	熊崎陽一	吉田隆博	下呂市萩原町萩原1351		衆議院議員

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いそがわ玲子後援会	五十川 玲子	五十川 玲子	各務原市鷺沼大伊木町4 202 12
岩田のりまさを育てる会	岩田 紀正	河合 庵	各務原市大野町1 120
黒田まさひろ後援会	黒田 昌弘	黒田 昌弘	各務原市各務西町2 117
幸福実現党野原典子岐阜後援会	河田 成治	山田 学	岐阜市茜部大川2 12 5

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
くまざき陽一後援会	熊崎 陽一	奥田 嘉明	下呂市萩原町萩原1351	衆議院議員
堀誠後援会	堀 誠	松岡 隆二	大垣市福田町400	衆議院議員

(ウ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
くまざき陽一後援会	熊崎陽一	奥田嘉明	下呂市萩原町萩原1351	衆議院議員	熊崎陽一

岐阜県選挙権制限委員会告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十四日

岐阜県選挙権制限委員会

委員長 大 松 幸 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県支部	会計責任者	櫻田正司	洞口正和
太陽の党岐阜県参議院選挙区第一支部	名 称	太陽の党岐阜県参議院選挙区第一支部	たちがれ日本岐阜県参議院選挙区第一支部
笠原多見子を育てる会	代 表 者	河合弘志	藤井孝男
くしまつ直子後援会	会計責任者	小川宏二	牧野安良
幸福実現党岐阜県本部	代 表 者	春山美一	安宅正行
	主たる事務所の所在地	岐阜市茜部大川2 12 5	岐阜市茜部辰新1 84

高橋滋後援会	会計責任者	小川賢次	木村務
主たる事務所の所在地	大垣市直江町333	大垣市直江町333	大垣市直江町333
田田しげき後援会	会計責任者	山田喜藏	田田桂子
主たる事務所の所在地	可児市下恵土5826	可児市下恵土5826	可児市今渡941 7
堀口賢一を励ます会	代 表 者	窪田勝文	平野 盈
MELON中津川支部社会活動委員会	代 表 者	杉山浩志	小木曾隆昭
	会計責任者	小川宏二	牧野安良

岐阜県選挙権制限委員会告示第百八号

岐阜県選挙権制限委員会告示第百八号（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体選挙権が提出されたので、同法第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十四日

岐阜県選挙権制限委員会

委員長 大 松 幸 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
柘植弘成後援会	土屋 幸彦	小栗 秀敏	恵那市三郷町野井1736-211	平成24年11月21日			

岐阜県選挙管理委員会告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
五十川玲子	各務原市議会議員	いそがわ玲子後援会	各務原市鷺沼大伊木町4-202	五十川玲子
熊崎 陽一	衆議院議員	くまざわ陽一後援会	下巴市萩原町萩原1351	熊崎 陽一
黒田 昌弘	各務原市議会議員	黒田まさひろ後援会	各務原市各務西町2-117	黒田 昌弘

岐阜県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
黒田 成輝	黒田しげき後援会	主たる事務所所在地	可見市下恵士5826-38	可见市今渡941-7

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

委嘱した委員

活動区域	氏名	住 所	委嘱年月日
岐阜中警察署管轄区域	伊藤 敏己	岐阜市水海道	平成二四・一一・二九

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Kabas' Fam
- 三 代表者の氏名 木村 麻里
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高富一―九六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、乳幼児及びその親その他子育て中の保護者および関わるすべての住民に対して、子育て支援に関する事業を行い、地域の中で支え合い育ち合うことのできる地域社会の造成に寄与することを目的とする。

岐阜県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦

岐阜県労働委員会委員のうち、労働者委員に一名の欠員が生じるので、補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり労働者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十四年十二月十四日（金）から  
平成二十五年一月二十二日（火）まで

四 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

- 1 別記様式の推薦書
- 2 被推薦者の履歴書
- 3 推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岐阜県労働委員会の証明書

別記様式

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

労働組合所在地

労働組合名

代表者氏名

印 印

第43期岐阜県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦について

第43期岐阜県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 及 び 地 位	所 属 職 場 及 び 地 位	備 考

平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画の変更  
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称	調 査 地 域		調 査 期 間
	変更前	変更後	
郡上市	郡上市高鷲町帖立の一部	郡上市高鷲町帖立の一部	平成二四・五・一五から同二五・三・三一まで
	郡上市高鷲町帖立の一部	郡上市高鷲町大鷲の一部	平成二四・五・一五から同二五・三・三一まで

市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称  
大垣駅南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十四年十月十二日から

- 三 平成二十八年三月三十一日まで  
施行地区  
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地  
大垣市宮町一丁目四番
- 五 設立認可の年月日  
平成二十四年十月十二日
- 六 変更の内容  
参加組合員（定款において表示するとおり）  
変更認可の年月日  
平成二十四年十二月十四日
- 七 変更認可の年月日  
平成二十四年十二月十四日

市街地再開発組合の事業計画変更認可  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称  
問屋町西部南街区市街地再開発組合  
事業施行期間  
平成二十年一月八日から  
平成二十五年三月三十一日まで
- 二 施行地区  
事業計画書において表示するとおり
- 三 事務所の所在地  
岐阜市問屋町二丁目一九番地五
- 四 設立認可の年月日  
平成二十年一月八日
- 五 変更の内容

資金計画（事業計画書において表示するとおり）  
七 変更認可の年月日  
平成二十四年十二月十四日

利便性係数の決定

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号の規定による利便性係数を次のように決定し、平成二十五年度から適用するので、岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第五条第二項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	位 置	棟 番 号	利便性係数
白木町住宅	岐阜市	A〇	一・〇〇〇
近の島住宅	岐阜市	A〇からA十五まで	〇・九六五
加野住宅	岐阜市	H一からH十六まで	〇・八六五
田神住宅	岐阜市	F一からF七まで	〇・九四〇
夕陽ヶ丘住宅	岐阜市	A〇	〇・八六五
藤江住宅	大垣市	F一からF六まで、G一及びG二	〇・九六五
荒崎住宅	大垣市	A一からA九まで	〇・八九〇
赤保木住宅	高山市	A一からA四まで	〇・九一五
旭ヶ丘住宅	多治見市	A一からA十六まで及びB一	〇・九一五
泉北住宅	土岐市	A一からA八まで及びB一	〇・九四〇
尾崎住宅	各務原市	A一からA二十まで及びB一からB十まで C五、C六及びC九	〇・九四〇 〇・九六五
宮代住宅	不破郡垂井町	A一からA六まで	〇・九一五
北方住宅	本巣郡北方町	A一、A二、A四及びS一からS四まで	一・〇〇〇